

令和5年8月28日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 松枝 千鶴 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 松枝 千鶴

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月2日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	伊藤 周平	瀬口 毅士	松枝 千鶴
労働者代表委員	白石 裕治	日高 実禎	三浦 辰男
使用者代表委員	岩重 昌勝	瀬平 秀人	濱上 剛一郎

令和5年度運営小委員会における労使の主な主張

《電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業》

1 当該産業における特定最低賃金の必要性について総論

○ 労働者側主張

- (1) 原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、経営に不安を抱えている企業があることは、私たちも十分理解している。しかし、それは労働者にとっても同じことが言えるという状況である。
- (2) 特定（産業別）最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより、産業に働く基幹的労働者を対象として設定され、賃金の不当な切り下げや低賃金を抑制することで、公正な企業間競争を確保し、産業の健全な発展にも寄与するという、地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものである。
- (3) 特定（産業別）最低賃金は地域別最低賃金と役割や意義が全く違うものであること、「当該産業の関係労使のイニシアティブにより設定される」という性格を持つことなどに重点を置き、当該産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いの中で合意形成を図っていくことが必要不可欠であり、専門部会の設置を求める。

○ 使用者側主張

- (1) 我々使用者側は、定めなくてはならないという法令上の義務がない以上、地域別最低賃金の上に、特定（産業別）最低賃金をもって、屋上屋を重ねるような必要はないことを常々主張してきた。
- (2) 現在の電気関係の特定（産業別）最低賃金は842円であり、一方令和5年度の地域別最低賃金は897円になるという状況で、地域別最低賃金が電気関係の特定（産業別）最低賃金を超えてきた以上は、特定（産業別）最低賃金の有益性、産業を育成する、今後成長過程に結びつけていくという中ではあまり機能していないのではないかと考え、それぞれの経営者に判断を委ねていけばいいのではないかと考えている。
- (3) したがって、電気関係の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性はないものと考ええる。

2 当該産業の現状認識について

○ 労働者側主張

- (1) 鹿児島県の製造業における電機産業の状況は、製造業全体に占める占有率で、従業者

数が 21.40%で全国 2 位、製造品出荷額が 17.29%で全国 19 位、付加価値額が 25.88%で全国 7 位となっているなど、正に主要産業であり、鹿児島県の経済における重要な役割を担っている。

- (2) 社会のデジタル化・脱炭素化に対する期待は高まることが予想される。また、第 4 次産業革命とよばれる IoT やビッグデータ、ロボット、人工知能 (AI) などの急速な発展を受けて、電機産業としてこれらの技術・社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かして、新たな価値を生み出していくことが期待されている。経済成長・社会への貢献と新たな雇用創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展とそれを支える優秀な人材確保の面からも、法定電機最低賃金の金額改正、引き上げに向けた取組の必要性を強く望む。
- (3) 社会経済というところは年を追うごとに進展は加速的と言われている。熊本県においては海外半導体メーカーの進出により今までにない加速的な変化が生じている。その変化によって人材不足、人材流失といった問題が顕在している。そのような状況下になるということを踏まえれば、当該産業を熟知した労使関係者の議論の機会が重要であり、必要不可欠である。その機会なくして何も生まれないし、強いてはその変化に取り残されざるを得ない。
- (4) 1 企業が多くを占めていることは理解するが、この産業別最低賃金は、当該産業全体に関しての議論であり、組織化された労働者が三分の一以上を占めないといけないというルールがある。それで 6 割程度となっているところであるが、さらに残りの 4 割をどう考えるかという観点も重要。しかも基幹的労働者ということで縛りをかけた一番重要なポジションの方に絞ってこれぐらいの産業としての賃金を支払うべきだということ議論をするものにとらえており、他の企業も含めて伸びしろがあると考えている。

○ 使用者側主張

- (1) 電子部品器具製造業に関係する従業員数や出荷額というのも、特定の 3 工場を除くと地域としては大きな成長は見込まれていない。ここ数年の推移を見ていくと、特定の工場を除く電子部品器具製造業の従事者の推移というのはここ 10 年でほぼ半数となっている状況を踏まえると、強いてこの産業自体が大きく産別の中でけん引するというふうには当てはまらないのではないかと考える。
- (2) 現在の電気関係の特定 (産業別) 最低賃金の対象は特定の会社が過半数を占めおり、特定 (産業別) 最低賃金の議論をすることには違和感がある。

3 適用対象業種の範囲について

○ 使用者側主張

- ・ 現在の電気関係の特定（産業別）最低賃金の適用対象業種の範囲が広すぎるため、ボーダレス化が進んでいる現状においてはこの広範囲の当該産業において全産業の中で優位性があるかは疑問。

○ 労働者側主張

- ・ 使用者側は現在の特定（産業別）最低賃金である「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」は適用対象業種の範囲が広すぎて議論できないと主張されているところから、適用対象業種の範囲を見直し、新たな特定（産業別）最低賃金として新設決定の申出を行うつもりである。